

タカタ株式会社の民事再生法の適用申請の影響 に対応するための取組を実施

「特別経営相談窓口」の設置

「経営安定資金(セーフティネット特別)」の拡充

タカタ株式会社の民事再生法の適用申請により、本市においても、市内中小企業への影響が懸念されるため、「特別経営相談窓口」を設置し経営相談等に応じるとともに、既存の制度融資メニューの融資期間の延長により、資金繰り支援にあたります。

1 特別経営相談窓口の設置

経済局金融課、公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEA)、横浜市信用保証協会に、市内中小企業を対象とした、**特別経営相談窓口を設置します。(平成29年6月30日(金)より設置)**

○ 資金繰り・経営に関する相談【横浜市経済局金融課相談認定係】

受付時間:平日 午前8時45分～午後5時
(横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階)
電話:045-662-6631 ファックス:045-651-3518

○ 経営全般に関する相談【公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEA)】

受付時間:平日 午前9時～午後5時
(横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階)
電話:045-225-3711 ファックス:045-225-3738

○ 信用保証に関する相談【横浜市信用保証協会】

※6月26日より「タカタ株式会社関連相談窓口」を設置済

受付時間:平日 午前9時～午後5時20分

- ・本所 (中区山下町22 山下町SSKビル10階) 電話:045-662-6623 ファックス:045-661-0089
- ・北部支所 (港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館6階) 電話:045-470-5600 ファックス:045-470-7170
- ・西部支所 (西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル7階) 電話:045-319-5335 ファックス:045-319-5340
- ・南部支所 (港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー22階) 電話:045-844-6621 ファックス:045-845-0641

2 「経営安定資金(セーフティネット特別)」の拡充

国において、タカタ株式会社と一定の直接取引関係を有する中小企業・小規模事業者を対象としたセーフティネット保証1号の発動が予定されています。(近日中に官報告示予定)

これに伴い、**セーフティネット保証1号に対応する運転資金の融資期間の上限を7年から10年に延長しました。**

【制度概要】 「経営安定資金(セーフティネット特別)」

融資対象者	中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づく認定を受けた方
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	他の経営安定資金とは別に2億8,000万円以内
融資期間	10年以内(据置12か月以内)
融資利率	年1.7%以内
保証料率	1.00%

【参考】セーフティネット保証1号の概要について（中小企業庁ホームページから引用）

1. 制度概要

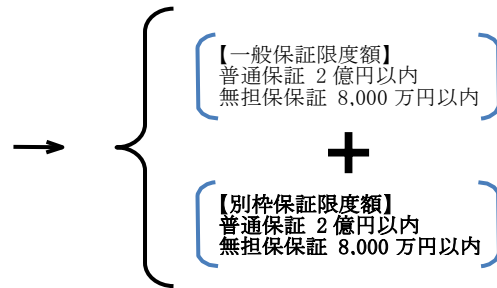
○民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し、売掛金債権等を有していることによって経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で100%保証を行う制度。

2. 対象中小企業者（下記いずれかを満たす場合）

- (1) 当該事業者に対して50万円以上売掛金債権等を有している中小企業者
- (2) 当該事業者の事業活動に20%以上依存している中小企業者

3. 内容（保証条件）

- ①対象資金：経営安定資金
- ②保証割合：100%保証
- ③保証限度額：無担保8千万円、普通2億円（別枠）
- ④保証人：原則第3者保証人は不要



お問合せ先		
横浜市経済局金融課長	長谷川 政男	TEL045-671-2586
(公財)横浜企業経営支援財団経営支援担当部長	加藤 盛司	TEL045-225-3714
横浜市信用保証協会営業統括課長	岡田 淳一	TEL045-662-6623

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。